

# ἠθίζω (ethizo)=moralis=customs<sup>1</sup>

## カントの「義務論」を巡っての考察

### —法学の基礎としての倫理学—

November 28, 2016

古山英二

Physics、Metaphysics<sup>2</sup>という学問の分け方がある。この分類法は、自然科学、社会科学、人文科学等々の分類法よりも単純明快で分かり易い。Physics では、直角三角形の底辺と高さの自乗の和は、斜辺を自乗した値に等しいという真理に関しては議論の余地はない。しかしながら、Metaphysics の場合、「幸福」という概念一つを取ってみても、何が「幸福」なのかを巡り議論百出、混沌としたまま結論に至らず、あげくは「幸福に関しては、人それぞれの解釈が可能である」云々類のあいまいな議論に終始してしまいがちである。こうした中カントは、思惑や感情を一切除去した純粋な理性 (reine Vernunft) の視点から、議論の余地のない真理の考究を、形而上学においても実現しようと試みた。<sup>3</sup>

道徳<sup>4</sup>とは何かを定義する場合も、カントの考究姿勢は一貫している。『道徳形而上学原論』(Die Grundlegung der Metaphisik der Sitten) でカントは道徳を二つの面から定義する。第一は、道徳的な行為、あるいは非道徳的行為が示す属性 (quality or feature as characteristic of) の面からの定義である。それは「君の格律が普遍的法則となることを、その格律と同時に

<sup>1</sup> 翻訳語としての「倫理」の原語である ethics の語源は古典ギリシャ語の ἠθίζω (ethizo) であるが、この語が実際に古典ギリシャ語で使用されている例として私自身が目にした例はルカ 2:27 の「。。幼子イエスをつれた両親が律法の慣習を守るために宮に入ってきた」の中の律法の慣習がギリシャ語原典では、κατὰ τὸ εἰθισμένον τοῦ νόμου である。εἰθισμένον は、ἠθίζω の完了受動形分詞対格で“(律法で定められた) 慣習”の意味である。ethics は、「誰もがそれに従うべき慣習」を意味する古典ギリシャ語が語源。

<sup>2</sup> Metaphysic の語源はギリシャ語の前置詞 μετα(meta)及び φυσικός(fisikos)を合成して造語された言葉である。μετα は、“後に”を意味し、φυσικόςは“自然界の (natural, physical)”を意味する。古典ギリシャ時代にあつては、人文科学的、あるいは自然科学的知識もすべて σοφία(sophia=knowledge, wisdom=知識、智慧)とされた。アリストテレスは叙述に際し、自然科学的知識を最初に記し、その後人文科学的知識、智慧、例えば幸福論などを叙述するのが常であつたが、彼自身は μεταφυσικός という言葉は使わなかつた。最初にこの言葉を使ったのは、アリストテレスの遺稿を整理した Andronicus of Rhodes (紀元 60 年頃のギリシャの哲学者) であつたと云われている。

<sup>3</sup> カントは理性的認識 (Vernunftkenntnis) を実質的 (material) なものと形式的 (formal) なものに二分、後者を論理学 (Logik)、前者を哲学 (古典ギリシャ的な σοφία) とし、σοφία とは「法則」(Gesetz) を考究する営みであるとして、これを更に分類して自然 (Natur) の法則の研究と自由 (Freiheit) の法則の研究の二つがあると既定した。そして、自然の法則を研究する学問を Physik、自由の法則を研究する学問が Ethik であるとして、これら二つの学問にドイツ語由来の名称を付して Naturlehre (自然科学) と Sittenlehre (道徳学) とした。カントは Metaphysik という用語をアンドロニクスのように「自然科学の後に来るもの」という意味ではなく、「自由の法則を研究する学問」の意に用いている。

<sup>4</sup> 「道徳」という漢語由来の日本語は、紀元前 6 世紀の春秋戦国時代に活躍したと考えられている伝説的哲学者老子の著作とされる『道徳経』に由来するというのが定説である。

欲しうるような格律に従ってのみ行為せよ」<sup>5</sup>、ということである。原典では、“Handle so, als ob die Maxime deiner Handlung durch deinen Willen zum allgemeinen Naturegesetze werden sollte”<sup>6</sup>であり、H.J.Pattonの英訳では、“Act only on that maxim through which you can at the same time will that it should become a universal law”<sup>7</sup>となる。

以下に、この格律が当てはまる卑近な例を示す。道路は移動手段である車の運行のために存在する。その道路上で車の所有者全員が路上駐車をすれば、道路は車で埋まり、車は道路上を動くことが出来ず、移動手段としての機能を失う。従って、路上駐車は道徳に反する。この例では、(1)車の所有者全員が路上駐車する、及び(2)車とは、道路上を移動するために所有される、の二つが universal law である。しかし、これら二つの universal law は同時に成立し得ない。生物学者で科学評論家の Richard Dawkins は、*The God Delusion* の中でカントのこの格律を次のように敷衍している。“More generally, selfishness, or free-riding parasitism on the goodwill of others is not morally allowed.” (より一般的に云えば、他人の善意を当てこんで寄生虫的ただ乗りを決め込む利己的行動は、道徳上許されない。)

もう一つの格律は、人格を最高の価値と見なすカントの倫理観に基づいている。即ち、理性的存在者たる自分は、同じく理性的存在者である他人を「目的それ自体」として遇し、「手段」として用いてはならない、というものである。『原論』では次のように表現されている。“Handle so, daß du die Menschheit, sowohl in deiner Person als in der Person eines jeden anderen, jederzeit zugleich als Zweck, niemals bloß als Mittel brauchest.”<sup>8</sup> 邦訳は、「君自身の人格ならびに他のすべての人の人格に例外なく存ずるところの人間性を、いつでもまたいかなる場合にも同時に目的として使用し決して単なる手段として使用してはならない。」<sup>9</sup> そして Patton の英訳は、“Act in such a way that you always treat humanity, whether in your own person or in the person of any other, never simply as a means, but always at the same time as an end.”<sup>10</sup>となっている。

日常的な具体例を示すと、「あの人とつきあっておくと、出世のたしになる。」「上司に胡麻をすれば昇進の際に有利となる。」といったような動機で相手とつきあうことは、相手の人格を“出世”や“昇進”という目的のための手段として用いることであるから、道徳に反するのである。金子武蔵は、人間が犯す錯誤の一例として傲慢を挙げ、何故傲慢が錯誤であるかの理由として、「およそ人格の価値は『目的自体』として無上のものである。だから傲慢とは人格という至上の価値をもつものをこれよりも価値においてはるかに劣る優越欲のために手段として用いようとする錯誤であり、『さかしら』であって道徳上許されないことであり、それが反感を招くのは当然である。」<sup>11</sup>と述べている。

功利主義対義務論という対比が度々行われる。功利主義は Utilitarianism の翻訳語として極めて適切だと考えられるが、義務論という日本語は、時として誤解を生じかねない。義

<sup>5</sup> 篠田英雄約『道徳形而上学原論』(岩波文庫 1960) p.85

<sup>6</sup> Kant, Immanuel, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten* (Meiner, 1999), p.45

<sup>7</sup> Patton, H.J., *Immanuel Kant Groundwork of the Metaphysics of Morals* (Harper, 1953) p.88

<sup>8</sup> *ibid.* p.55

<sup>9</sup> 前掲書 p.103

<sup>10</sup> *ibid.*, p.96

<sup>11</sup> 金子武蔵 『倫理学概論』(1963 岩波書店) p.3

務論は英語の *duty-based theory* からの邦訳であるが、問題は、*duty-based theory* の *duty* という語が多様な意味を持っていることである。一般的な解釈として、*a task or action that one is required to perform as part of one's job*<sup>12</sup> というのが *duty* であると考えられがちである。倫理学では、*duty* は *moral obligation* の意味で用いられる。元来、*duty-based theory* は倫理学の専門用語である *deontology* を一般的な英語に言い替えた言葉であり、邦訳としては、「義務論」よりもむしろ、「道義論」とでも言い直す方がピンと来るのではなかろうか。<sup>13</sup>

ここで、古典ギリシャ語由来の *deontology* の本来の意味は何であったのかを考える必要がある。ギリシャ語の *on=ov* は *be* 動詞 *ειμι* (*eimi*) の三人称現在分詞、英語的に表現すれば *being=存在*、という意味である。このことから、*ontology=存在論*、という哲学用語が造語された。*ontology* を *Oxford Dictionary* は、*metaphysics dealing with the nature of being* と定義している。一方、ギリシャ語には *δεω* (発音は *deo*) という動詞がある。この動詞を英訳すると、*bind, confine, impede, hinder* 等々の意味になる。新約聖書に見られる用例を挙げると、ロマ 7:2 「夫のある女性は、夫が活着している間は、立法によって夫に結ばれています。」結ばれています、のギリシャ語は *δέδεται* (*dedetai*) で、これは *δέω* の完了受動三人称単数形である。また、ギリシャ語には *δει* (*dei*) という動詞がある。意味は、*it is binding, it is necessary, it is proper* という意味である。*δει* の三人称現在分詞が *δεον* (*deon*) であることに着目して、*ontology* を模して *deontology* という哲学用語が造語されたのである。この用語の創始者は *Jeremy Bentham* であったという説が有力のようである。このことに関して私は、2012年に本部会で発表したことがある。<sup>14</sup> ベンサムはこの言葉を、*normative science* の意味で用いている。今日のように、*utilitarianism versus deontology* という使い方が、いつ頃から、また誰によって創始されたのかは、私自身はまだ探り当てていない。

以上述べたことを纏めると次の如くである。(1) 一般の科学が事実命題を対象とするのに対し、道徳科学は規範命題を対象とする。(2) 規範命題を対象とする場合といえども、事実命題を対象とする場合と同じように議論は単純明快でなければならない。カントの立論はその意味で単純明快であると言える。このことを、用語の起源に遡りつつ、論述した。

さて、1785年、カント 61歳の時に発表された *Die Grundlegung der Metaphysik der Sitten* は、カントの定言命法が遺憾なく発揮された名著ではあったが、理論の骨格を強調する余り、「カントの議論は非現実的な理想論だ。」という批判を免れない。*Die Grundlegung* に比べれば、内容的に多くの肉付けがなされている *Die Metaphysik der Sitten*<sup>15</sup> (邦訳名『人倫の形而上学』) は、1782年当時から構想されていたようだが<sup>16</sup>、実際の出版は1793年、カントが71歳になってからであった。この書物は2部門に分かれていて、第1部門 (*Erster Teil*) は *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre* (法論の形而上学的基礎)、そして第2部門 (*Zweiter Teil*) が *Metaphysische Anfangsgründe der Tugendlehre* (美徳論の形而上学的基礎)

<sup>12</sup> *Oxford English Dictionary*

(<https://en.oxforddictionaries.com/definition/contemplation>)

<sup>13</sup> 道義とは『広辞苑』によれば、「人の行うべき正しい道。道徳の筋道」の意味である。

<sup>14</sup> 拙論「義務論 (Deontology) という用語の語源研究から見た倫理学説の変遷」参照。

<sup>15</sup> 本書は Amazon.com より Kindle 版として、ナント、117 円で download 可能である。

<sup>16</sup> *Kuehn, Manfred, Kant: a Biography* (2001, Cambridge University Press), p.277.

*Jeremy Bentham* が 1776 年に匿名で発表した「人間行動は *pain* と *pleasure* の二つに支配者されている」とする radical な思想は、『原論』執筆時カントには伝わっていた。

となっている。Rechtslehre の邦訳語として法論は適切である。ドイツ語で弁護士を Rechtsanwart と云うから、Rechtslehre を法論と訳すのは適訳である。しかし、Tugendlehre を徳論と訳すよりは、「美德論」とする方がより適切ではないかと私は考えている。ドイツ語の Tugend は、人が身につけるべき美德を意味し、英語の virtue に相当する。英語に virtue and vice (美德と悪徳) という表現があるようにドイツ語にも Tugend und Laster という表現が存在する。そして、アリストテレスの云う ἀρετή を Greek-English Dictionary で見ると、excellence in any sort という意味と、in moral sense goodness の二つが載っている。前者の意味から派生しているのがイタリア語系英語 virtuoso (ピアノやヴァイオリン等、楽器の名手) であり、後者から生まれたのが倫理学の学説の一つである virtue theory = 徳理論である。尤も、漢字の徳という文字には、卓越性、有能性の意味が既に含まれているので、virtue theory を徳理論、Tugendlehre を徳論と邦訳することにはそれほど問題はないかもしれない。

ここで注目すべきは、カントは『人倫の形而上学』の第2部門「美德の形而上学」で Einleitung zur Tugendlehre (美德論序説) に続けて合計 17 節からなる Erörterung (論究) を行っている。これらの論究の第 11 番目に XI Schema der Tugendpflichten (徳義務に関する図式) が示されている。図式の表題は Das Materiale der Tugendpflicht (徳義務の要素) となっていて、徳義務はまず、(1) それが同時に義務であるところの自分自身の目的 (Eigene Zweck, der mir zugleich Pflicht ist.) から始まり、(2) それが同時に他者の目的をも増進するところの自分自身の義務。他者の幸福 (Zweck anderer dessen Beförderung mir zugleich Pflicht ist. Die Glückseligkeit anderer.) に繋がり、(3) それが同時に動機となるような法則、(Das Gesetz, welches zugleich Triebfeder ist.) を経て、(4) 同時に動機であるような目的 (Der Zweck, der zugleich Triebfeder ist.) に至るのである。

上述図式の (1) と (3) は行為者自身の内的な徳義務であり、(2) と (4) は他者との関係で成立する徳義務である。即ち、(1) と (3) は道德の次元 (Moralität) であり、(2) と (4) は合法性の次元 (Legalität) である。

解釈の飛躍というリスクを犯して云うならば、カントは徳義務の実践を個人としての実践と社会の一員としての実践の二通りに分け、個人における実践が morality であり、社会の一員としての実践は legality (合法性) にある、と考えたようである。『人倫の形而上学』の第一部門が「法論」であり、第二部門が「徳論」となっているのは、それ由なのであろう。第一部門と第二部門は併せ読まれるべき内容なのだが、現実には法学研究者は第一部門のみ、倫理学研究者は第二部門にのみ注目しがちである。ベンサムも法律の根拠として pain and pleasure の理論 (功利主義論) を展開した。morality が legality の根拠たるべきことを再認識させられる。<sup>17</sup> (完)

---

<sup>17</sup> Bentham, Jeremy, *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation* 因みに本書の Kindle 版は 100 円で download することが出来る。